［金融商品に関する事項］

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しており、株式等は保有しておりません。

当法人は、資金調達については検査手数料収入によっております。

財政融資金及び金融機関からの借入及び財投機関債の発行による資金の調達は行っておりません。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	1,345,474,226円	1,345,474,226円	0円
⑵未収入金	160,990円	160,990円	0円
⑶敷金・保証金	46,997,696円	30,940,021円	△　16,057,675円
⑷未払金	(　2,478,194円)	(　2,478,194円)	(　0円)
⑸短期リース債務	(　2,816,625円)	(　2,816,625円)	(　0円)
⑹長期リース債務	(　4,583,412円)	(　4,189,124円)	(△　394,288円)

※負債に計上されているものは、(　) で示しております。

㈱　金融商品の時価に関する算定方法

⑴現金及び預金、⑵未収入金、⑷未払金、⑸短期リース債務

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶敷金・保証金

翌事業年度の回収見込額によっております。

⑹長期リース債務

長期リース債務の時価については、元利金の期末残高を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

［重要な後発事象］

該当事項はありません。

［その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報］

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散について

独立行政法人原子力安全基盤機構は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成25年法律第82号）第１条の規定に基づき解散し、その解散の日は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第37号）により平成26年３月１日とされ、その資産及び債務は、その時において国が承継しました。

また、同法第２条第５項の規定により、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条及び第39条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人原子力安全基盤機構が行わなければならないとされる行為は、原子力規制委員会が従前の例により実施しております。

したがって、この財務諸表等は、「継続企業の前提」の下に作成しております。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１７７５号

北海道江別市東野幌町15番地の22　ファミリー小林107号室

債務者　岡　　春和

1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐瀬　達哉

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後４時

5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６５号

愛知県小牧市大字北外山776番地１

債務者　小川　幸治

1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　和泉　憲明

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午後１時55分

5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４９号

札幌市南区真駒内本町７丁目２番１―105号

債務者　打越久美江（旧姓尾崎）

1　決定年月日時　平成26年10月23日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　清水　　彰

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後４時

5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３７９号

名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅２棟218号、従前の住所名古屋市中村区烏森町２丁目24番地　柳風荘１―３号

債務者　入江真奈美

1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山﨑　拓哉

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前10時

5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２２号

埼玉県草加市弁天１丁目20番３号、旧住所埼玉県草加市稲荷２丁目20番50号

債務者　宮内　雅昭

1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　池永　知樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４２３号

埼玉県草加市弁天１丁目20番３号、旧住所埼玉県草加市稲荷２丁目20番50号

債務者　宮内　京子

1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　池永　知樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６９１号

札幌市白石区東札幌４条１丁目３番20―210号

債務者　佐藤　大器

1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　阿部　迅生

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６１０号

名古屋市中村区藤江町３丁目125番地　メゾンドミールＰＡＲＴ２―302号

債務者　井本　敬三

1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　上松健太郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部